

第 11 回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

磯谷委員提出資料

第11回児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会発言骨子

平成27年7月30日

磯谷 文明

児童虐待に対する司法の関与のうち民事上の側面^{*1}については、平成23年民法等改正の過程で、約2年間にわたり研究会や法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会で議論を尽くし、法制審での議論の間にはパブリックコメントも実施して広く国民から意見を募り、そのうえで国会でも議論された。実現した内容が児童虐待防止に取り組む実務家にとって十分と言い難い点があることは否定しないが、盛り込まれなかった事項にはそれなりの理由があったものであり、それを覆す実践や調査、データを持たずに同じ点を議論しても、単なる蒸し返しになりかねない。

現在重要なことは、国や地方公共団体（とりわけ児童相談所）が今ある制度を十分に使いこなすことであって、そうしてこそ、さらに改正すべき点が浮かび上がるであろうし、改正すべき根拠も説得力を増すものと考えられる。

そのような観点から、具体的には次の各点が重要であると考えられる。

1 児童相談所長及び児童福祉司の拡充と専門性の強化

弁護士の任期付採用も評価されるべきであるが、要であるソーシャルワーカーの資質向上を図る必要があり、児童福祉司の国家資格化も視野に入れるべきである。

2 児童相談所に関する制度の見直し

介入機能と支援機能の分化、インテーク機能の設置、市町村との関係で児童相談所の果たすべき役割の整理、必要があれば諮問機関の充実などを検討すべきである。

3 検証と研究

現在行われている重大事例等検証の実効性を高めることのほか、裁判例の集積と分析などを行う必要がある。Child Death Reviewの導入や国レベルでの子どもの権利擁護にかかる第三者機関の設置等についても前向きに検討すべきである。

4 現行制度を使いこなすための「マイナーチェンジ」

児童相談所の調査権限、18歳に達した未成年者にかかるケースの措置、更新、調査をめぐる問題の整理など、法令の不備や不明確な部分は早急に改善する必要がある。

*1 刑事上の側面については、特に議論はされておらず、いわゆる司法面接や多機関連携チーム（MDT）の制度化などについては、議論する意味は大きいと思われる。所在不明児童や無戸籍児の問題など、比較的新しく浮上した問題についても同様である。